

令和5年度

岱志高等学校生活基本マナー集



熊本県立岱志高等学校

目 次

1 校訓・生活五原則

2 校歌

3 日課表

4 生徒心得

(1) 総則

(2) 学習及び成績

(3) 生徒会

(4) 服装及び頭髪

(5) 生活に関する一般心得

(6) 校内生活

(7) 校外生活

(8) 表彰及び懲戒

(9) 通学

(10) その他

(11) 生徒会規約・生徒会役員選挙規則・組織図

(12) 諸届・願

綱 領

前 進 好 敬
進 取 学 愛

生活五原則

- 1 時間の厳守
- 2 服装の厳正
- 3 けじめある生活態度
- 4 通学マナーの向上
- 5 さわやかな挨拶

校 歌

作詞 関島 秀樹
作曲 関島 秀樹

- 1 ここに 生きている 小岱のやまなみ
有明の 潮風を受け 自分を見つめている
諦めない 投げ出さない
前に進む 仲間がいるから
岱志 岱志 岱志 大志を抱け
ここに学ぶ 我らの名は 岱志高校

- 2 広い 大空に 描く果てない夢
世界へと 挑む者たち 何かをつかむ日まで
苦しいとき 嬉しいとき
分かち合える 友がそばにいる
岱志 岱志 岱志 大志を抱く
ここに育つ 我らの名は 岱志高校

- 3 人を 愛せるか 理想を抱けるか
自分を信じ 胸を張り 感謝を持ち続けて
故郷のまち 大事な人
志はいつか 果たすから
岱志 岱志 岱志 夕日に誓う
桜の坂 通った道 君を忘れない

岱志 岱志 岱志 新たなる希望
伝説を創る 青年の樹は 岱志高校

令和4年度 日課表 50分授業

	月・火・木・金曜	水曜（7限）
職員連絡	8:25～ 8:35	
SHR	8:40～ 8:50	
1限	8:55～ 9:45	
2限	9:55～10:45	
3限	10:55～11:45	
4限	11:55～12:45	
昼休み	12:45～13:25	
掃除	13:30～13:40	
5限	13:45～14:35	
6限	14:45～15:35	
7限		15:45～16:35
終礼	15:40～15:45	16:40～16:45

令和4年度 日課表 45分授業

	月・火・木・金曜	水曜（7限）
職員連絡	8：25～ 8：35	
SHR	8：40～ 8：50	
1限	8：55～ 9：40	
2限	9：50～10：35	
3限	10：45～11：30	
4限	11：40～12：25	
昼休み	12：25～13：05	
掃除	13：10～13：20	
5限	13：25～14：10	
6限	14：20～15：05	
7限		15：15～16：00
終礼	15：10～15：15	16：05～16：10

生徒心得

総則

- 1 生徒は本校教育の目的綱領及び方針を理解し、民主的で平和的な国家及び社会を形成する者として必要な資質を養うように努める。
- 2 生徒はそれぞれの個性に応じて進路を選択し、一般的教養を高め、専門的技能に習熟するように努める。
- 3 生徒は社会に対して広い理解を持ち、健全な批判力を養い、個性の確立に努める。

学習及び成績

- 1 学習は生徒の本分であり、生徒は常に自ら進んで学習に励み、教養豊かな人格を確立するように努めなければならない。
- 2 生徒は本校所定の教科をすべて修得しなければならない。
- 3 成績の評価は、各教科の採点基準に照らして、5・4・3・2・1とする。原則として2以上を合格とし、所定の単位を認定する。ただし、その教科の出席時間数が総出席時間数の3分の2以下の者に対しては、原則としてその単位を認定しない。
- 4 学校長は本校の全課程を修了したと認めた者に対し、卒業証書を授与する。

生徒会

- 1 生徒は、すべて本校の生徒としての教育を等しく受ける権利と所用経費を平等に負担する義務を有する。
- 2 生徒は、生徒会とホームルーム、その他の生徒団体を組織し、役員選挙その他の事業に参加して自主・自立・協同・奉仕の態度を養い、また体得しなければならない。
- 3 生徒会の代表は、その指導統制を行うとともに、生徒全体のリーダーとしての使命を自覚して、責任を持って行動しなければならない。
- 4 ホームルームその他の生徒団体の役員及び委員は、その使命と責任を自覚して行動しなければならない。
- 5 生徒は学校生活に関し、次の方法によって学校に意見を述べることができる。
 - (1) ホームルーム担任(主任)に申し出ること。
 - (2) 直接係職員に申し出ること。
 - (3) 生徒代議員を通じて代議員会に申し出ること。

諸届・願

- 1 次の事項については保護者からその理由を事前に願い届け出なければならない。
 - (1) 届
 - ① 遅刻
 - ② 早退
 - ③ 欠課
 - ④ 欠席
 - ⑤ 転居
 - ⑥ 改名又は身上異動
 - (2) 願
 - ① 休学
 - ② 退学
 - ③ 転校
 - ④ 異装
 - ⑤ 自転車通学
 - ⑥ 自動車学校入校
 - ⑦ 長期休暇中のアルバイト
 - ⑧ 携帯電話・スマートフォン校内持込許可願
 - ⑨ その他特別の取り扱いを受けようとするとき
- 2 保護者が長期にわたって不在であるときは、臨時代理人を選定して連署の上その旨を届ける。
- 3 生徒はその家族に不幸があった場合は、その旨を速やかに届け出る。
- 4 疾病のため欠席1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えて届け出ること。この後、2週間ごとに同様の手続きを取る。
- 5 忌引きをするときは、続柄及び定められた定期の日数を届け出る。前項の手続きを怠った場合は、忌引きの取り扱いを受けられないことがある。忌引きは欠席日数には算入しない。

服装・頭髪等の身だしなみ

- 1 服装は、自己の品位を表すものである。生徒は、本校制服の規定に従って正しく着用し、常に質素・清潔・端正を保ち、本校生徒としての体面を汚さないようにすること。
- 2 頭髪は、公の場で対応できる清潔でさっぱりとした高校生らしい髪型とし、奇抜な髪型でないこと。
 - (1) 男子の襟髪は襟にかぶさるまで伸ばさないようにし、側面の髪やもみあげを長く伸ばさないようにすることが望ましい。
 - (2) 女子は肩にかかったらゴムで結ぶことが望ましい。
 - (3) 奇抜な髪型とは局部の極端な刈り上げや編み込みなど校内で高校生としてふさわしくない髪型である。
- 3 男女とも染色・脱色・パーマ・付け毛等は禁止する。その他眉の加工・マニキュア・ピアス・ネックレス・指輪・口紅・アイメイク等の化粧や装飾品また、整形等も禁止する。
- 4 靴下については、黒、紺、グレー系の華美でない靴下を着用する。
- 5 防寒着については、以下の規定に定めるとおりである。
 - ア ベストは学校指定のものとする。
 - イ 防寒着着用については別途指示する。
- 6 やむを得ず制服以外の服装をしなければならない場合は、異装願いを提出し許可を得ること。
- 7 制服については男女とも本校指定のものとする。

身だしなみ

「服装の乱れは、心の乱れ」

清潔でさっぱりとした髪型で
染色、脱色、パーマ類禁止。
男子は襟、耳にかからないように
女子は肩にかかったら結ぼう
ピアスの穴は開けない

シャツのボタンはとめる。
ネクタイ・リボンはきちんと
着ける。



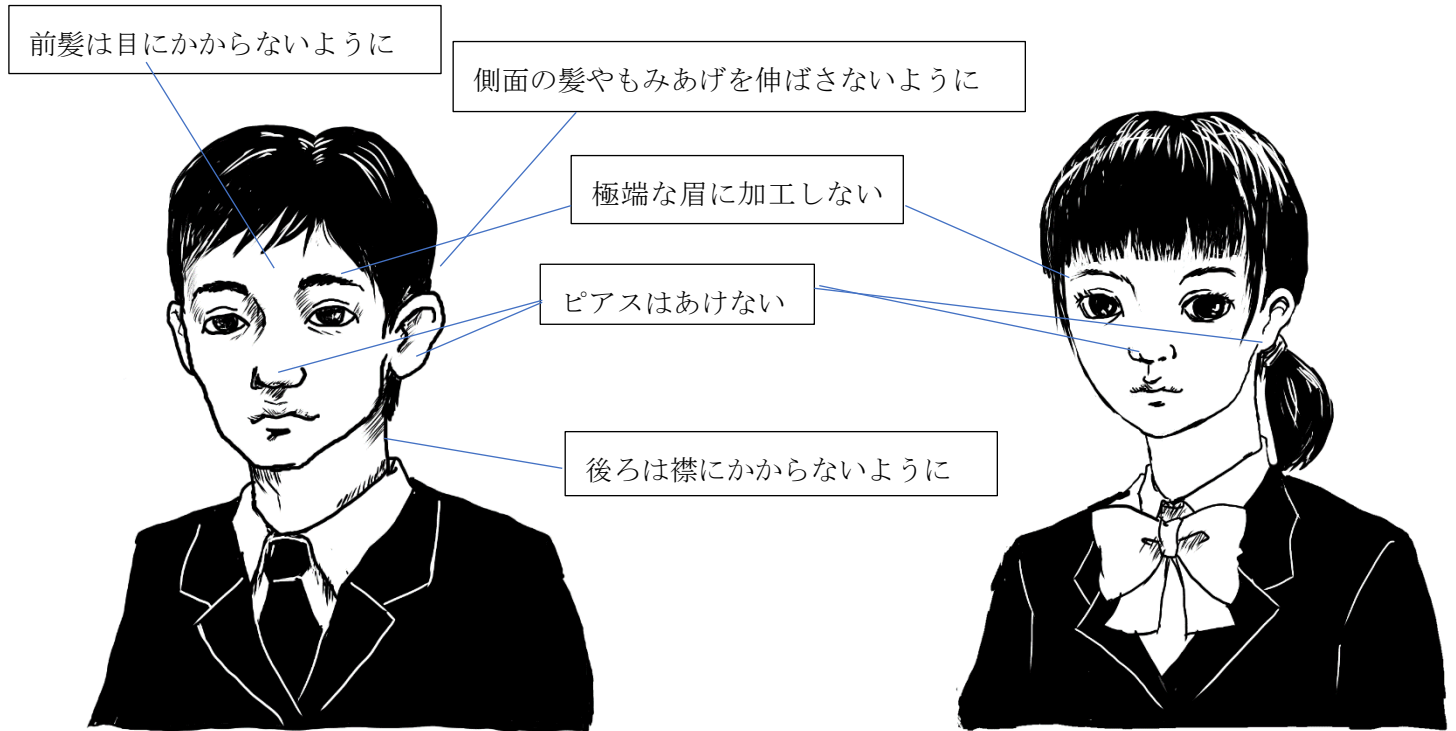
スカートの丈は膝下

ズボンは腰履き等
しない

靴下は、黒・紺・グ
レー系の華美でな
いこと



清潔でさっぱりとした高校生らしい髪型で



局部の極端な刈り上げや編み込みなどは
高校生としてふさわしくありません。

ワイシャツ、ブラウスの第一ボタンはとめて、ネクタイ、リボンをつける



生活に関する一般心得

- 1 校訓及び生活五原則を生活目標の中心にすえ、高校生としての自覚を持って行動し、自主・自律の精神と積極的に学業及び体力の向上に努め、人格の形成を図る。
- 2 校則・生徒心得・その他の規則を遵守し、高校生にふさわしくない服装、言動等は慎む。

校内生活

- 1 余裕を持って登校し、遅刻をしないようにする。遅刻をしたときは、遅刻届を提出し、担任に理由を述べ、許可を得たのち教室に入り、授業の先生の了解を得てから着席する。下校は、特別な事情がない限り、授業終了後速やかに行う。
- 2 始業チャイムと同時に静粛にし、他の生徒の勉強の妨げにならないように注意する。授業中、教室の出入りは、その都度教科担任の許可を得て静かに行動する。
- 3 登校後は、下校時までの外出は認められない。ただし、やむを得ない事情があるときは担任に申し出て、許可証の交付を受ける。
- 4 飲食は、定められた時間に定められた場所で静かにとる。食べ歩きや特別教室内や廊下等では行わない。
- 5 他の生徒に迷惑をかけたり、品位を落とすような行為をしない。
- 6 校内の環境美化、清掃を心掛け、汚れている場合は各人が清掃する。
- 7 物品の無断借用をしてはならない。私物には氏名を明記し、紛失などがないように各自注意する。貴重品の保管には特に留意すること。
- 8 学業に関係のない書物、遊技器具等は学校に持ち込まない。教科書、ノート等は可能な限り持ち帰ること。
- 9 必要のないお金の所持や、生徒間の金銭の貸し借り又は物品の売買はしない。
- 10 校舎・樹木・学校備品・その他の公共の施設を大切にす。万一破損したり、汚した場合には、ただちに担任に申し出、その処置に従う。また火気の使用を禁止する。

校外生活

- 1 校外においては、高校生としての自覚を持ち、責任のある行動をしなければならない。特に、言動・服装などについては、他から非難を受けることのないように心掛ける。
- 2 外出する場合は、質素で清潔な服装をし、つねに身分証明書を携行すること。
- 3 下校後又は休日に外出するときは、行き先や帰宅時間を家人に告げる。特別な事情がない限り夜間の外出は慎み、深夜の外出は禁止。なお友人間の外泊は禁止する。
- 4 18歳未満立入禁止の場所やその他不健全な場所、及び危険な場所への出入りは禁止。
- 5 本校以外の諸団体の主催する集会・催し物に参加する場合は、あらかじめ担任・生徒指導部の許可を受ける。
- 6 アルバイトは、原則、成績その他の条件を満たしていれば許可する。また、保護者の申し出があれば担任・生徒指導部で審議し学校長が許可することもある。
- 7 交友は明朗・清潔なものでなければならない。いかなる場合も暴力をふるってはならない。特に、男女間の交際は保護者の了解を得て節度を守り、健全なものでなければならない。風紀を乱す交際は慎む。
- 8 校外で起こった事故及び補導を受けた場合はただちに学校並びに担任に連絡する。

(学校TEL 0968-63-0384)

表彰及び懲戒

- 1 他の生徒の模範となる行いをした者は、これを表彰する。
- 2 懲戒については学校教育法第 11 条、学校教育法施行 規則第 26 条、熊本県立高等学校学則第 23 条に定めるほか、本校教育の目的を達成するため必要な事項を次のとおり定める。
 - (1) 学校長は生徒心得、その他諸規定に違反し、生徒の本分に反する行為や法令に反する行為が認められたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
 - (2) 懲戒は、特別な指導及び懲戒処分とする。
 - (3) 特別な指導は、謹慎及び説諭とする。
 - ① 謹慎は、原則として学校内謹慎とするが、それが適当でない特別な事情がある場合に例外的に自宅謹慎とする。
 - ② 説諭は、管理職説諭、生徒指導部長説諭とする。
 - (4) 懲戒処分は、訓告、停学、退学とする。
 - ① 訓告は、問題行動が認められる場合に対して口頭で教え諭す。
 - ② 停学は、同じような問題行動を複数回繰り返し、学校内謹慎または自宅謹慎等の特別な指導では改善の見込がないと認められる場合や、問題行動を起こしたことが明らかであるにも関わらず、生徒及び保護者が特別な指導を受け入れない場合に行う。
 - ③ 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対して行う。
 - 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 3 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

通 学

- 1 通学は徒歩・自転車・公共交通機関・原動機付自転車とする。
- 2 自転車通学は、所定の書類を提出し許可を得て、ステッカーを自転車に貼ること。使用する自転車は、安全基準を満たした安全点検済みのものとし、自動ライト点灯式のを推奨する。
通学生は、交通ルールやマナーを厳守し、2人乗り・並進・信号無視・傘さし運転等をしない。（雨天時は雨カッパを着用すること）
- 3 列車通学生は、駅・列車内でのマナーを守り、他の乗客に迷惑をかけるない。
- 4 バイク通学生は、別途バイク通学規定に該当する生徒について許可する。
- 5 学校への送迎の場合、生徒の乗降は第2体育館横駐車場とする。
送迎のための学校裏、道路上での駐停車は、交通事故防止のため、厳禁とする。

その他

- 1 普通免許取得について
普通免許取得のための自動車学校入校は、別途規定に従い所定の手続きを経て許可する。
- 2 「政治活動」「選挙運動」「投票運動」のような政治的活動については、校内では一切禁止とする。また、それ以外においても触法行為は嚴重に指導する。

生徒会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、熊本県立岱志高等学校生徒会という。
- 第2条 本会は、生徒自治を柱とし生徒の自主的活動により、校内での楽しく規律ある社会生活の経験と、心身の錬磨とを図り、もって民主的學生生活を行うことを目的とする。
- 第3条 本会は、本校生徒全員によって組織し、生徒は全て平等の権利と義務を持つ。
- 第4条 本会は、本校教師を顧問とする。
- 第5条 本会の各議決機関は、学校長の承認及び職員 of 指導・助言に基づき決定する。

第2章 組織

- 第6条 本会に、生徒総会、代議員会、執行委員会、生徒各種委員会を設ける。
- 第7条 本会の会長、副会長、執行委員会、計8名程度を役員とする。
- 第8条 会長は、本会の事務を統轄し本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代行する。
- 第9条 会長、副会長の選出は、全会員の公選とする。執行委員は、会長、副会長、顧問が協議して選出する。執行委員は会計、書記、広報など必要な役割を担う。役員及び各種委員長は、学校長の承認を得て、任命を受けなければならない。
- 第10条 役員及び各種委員長の任期は、任命式から新旧交代式までとする。

第3章 代議員会

- 第11条 代議員会は、常置の議決機関である。
- 第12条 代議員会は、各ホームルームの委員長2名により組織される。
- 第13条 代議員会は、会長が招集する。また、3分の1以上の議員が開催を要求したときは、会長は代議員会を招集しなければならない。
- 第14条 代議員会は、3分の2以上の出席がなければ成立しない。
- 第15条 代議員会の正副議長は、議員より選出される。
- 第16条 代議員会の決議は、出席者の過半数をもって決める。可否同数の場合は、議長が決める。

第4章 生徒総会

第17条 会長は、必要があるときまたは全校生徒の3分の1以上が目的を示して開催を要求したときは、校長の許可を得て、生徒総会を招集しなければならない。

第18条 生徒総会の議長は、会員からの互選とする。

第19条 生徒総会では、次項を議決することができる。

(1) 代議員会を解散または議員を解職することができる。

(2) 会長、副会長、執行委員を解職することができる。

(3) 規約の改正を発議することができる。

第20条 生徒総会の決議は、出席者の過半数をもって決める。

第5章 執行委員会

第21条 執行委員会は、会長1名、副会長2名、執行委員5名程度からなる。会長はこれを主宰し、所轄事項の計画立案並びに生徒総会及び代議員会の議決事項を、校長の承認を得て実行する。

第6章 生徒各種委員会

第22条 生徒各種委員会に、体育、SKKB（生活交通・環境美化）、保健、図書各委員会を置く。また、各部活、同好会の部長、会長による部長会も本会に置く。

第23条 生徒各種委員会には、各クラスから選出された各委員が出席し定期的に会合を開いたり、日常的な活動を行ったりする。

第24条 生徒各種委員会には、顧問教師を置く。

第7章 改正

第25条 規約改正または審議の必要を認めた場合は、会長が代議員会の承認を得て、規約改正審議委員会を設ける。

第26条 本規約の改正は、生徒総会の3分の2以上の同意と校長の承認を必要とする。

第27条 規約改正にあたっては、規約審議委員会が規約改正に関する一切の管理事務を実施する。その実施に必要な事項は、議会で決議する。

第8章 付則

- 第28条 選挙の規定その他実施に必要となる規定は、別に定める。
- 第29条 役員を辞任するときは、理由書を会長に提出し、代議員会の承認を得て辞任することができる。
- 第30条 この規約は、全日制の生徒のみに適用する。
- 第31条 この規約は、公布の日から施行する。
- 第32条 この規約は、平成2年4月1日より一部改正し施行する。
- 第33条 この規約は、平成13年4月1日より一部改正し施行する。
- 第34条 この規約は、平成27年4月1日より一部改正し施行する。
- 第35条 この規約は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。
- 第36条 この規約は、令和2年4月1日より一部改正し施行する。
- 第37条 この規約は、令和4年4月1日より一部改正し施行する。
- 第37条 この規約は、令和5年4月1日より一部改正し施行する。

生徒会役員選挙規則

- 第1条 この選挙規則は、会長、副会長の選挙の時に適用し、その他の公選はこれに準ずる。
- 第2条 本校生徒は、全て選挙権、被選挙権を持つ。但し、3年生に限り被選挙権は持たない。
- 第3条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された各2名の委員によって構成され、一切の選挙に関する事務を処理する。
- 第4条 選挙管理委員会は、選挙の告示と同時に全校生徒の人員を調査し、選挙人名簿を作り、一般に公開しなければならない。
- 第5条 選挙人名簿に誤りがあるときは、直ちに訂正、記載しなければならない。
- 第6条 選挙は、毎年6月に行う。選挙の期間は、7日以前に告示しなければならない。
- 第7条 会長、副会長は、同時選挙としてその後に執行委員を選出する。
- 第8条 選挙は、投票によって行う。投票は、1人1票に限る。
- 第9条 投票は、用紙の候補者の名前の欄に○で記し、次の投票は無効とする。
- (1) 正規の用紙以外のもの
 - (2) 候補者が何人であるか、確認しにくいもの
 - (3) 規定に反する数の候補者に投票したもの、また他のことを記載したもの

- 第10条 開票は、選挙管理委員会の指定した場所で行う。
- 第11条 開票には各候補者毎に立会人を1名列席させることができる。
- 第12条 投票用紙は、選挙の当日、生徒に交付しなければならない。
- 第13条 開票は、選挙管理委員によって行われる。
- 第14条 全ての候補者は、責任者を定めて、選挙告示後選挙の期日7日前までに、選挙管理委員会に立候補の届け出を行わなければならない。
- 第15条 候補者の当選は、有効投票の得票順によって決定する。但し、同数のときは決定投票による。
- 第16条 届け出の候補者が定数を超えないときは、信任投票を行う。
- 第17条 当選後、3日以内に当選辞退の届けをしないときは、承諾したものともみなす。
- 第18条 再選挙は、当選において定数に達していないときのみ行うものとする。
- 第19条 任期は、任命式から新旧交代式とする。
- 第20条 会長・副会長に欠員が生じた場合は、役員と顧問の協議によって決定する。
- 第21条 欠員が生じた場合の当選者は、前任者の任期までとする。
- 第22条 立ち会い演説会は、選挙管理委員会の定めた日時・場所において行いそれ以外は選挙管理委員会の許可を必要とする。
- 第23条 選挙ポスターの掲示は、指定した場所以外に貼ることができない。また、用紙は選挙管理委員会より配布する。
- 第24条 この規則は、平成13年4月1日より一部改正し施行する。
- 第25条 この規則は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。
- 第26条 この規則は、令和4年4月1日より一部改正し施行する。

